

Sharing in God's work (NEB). 「神の協力者」(新共同) イササ三・二、一、ロー二・九参照。

(2) *eis* (徒然) *kenōu* in vain (Wes. AV), do not let it come for nothing (NEB), to nothing (REB).

(3) *Es heisst ja* (Wick), He has said (REB) *ἐξ ἑστὸς* God's own words are (NEB) 神の言を主語とすの
 が多い。ロー九・一五にも参照。

(4) *κατὰ δεκτὴν* (<*dékta*) = in an accepted time (Wes) 時を以格 *ἐπικουρά* <*epikouros* 屬格支配。 I answered you
 (REB). *ἐβοήθησα* > *βοήθει* 与格支配。イサ四九・八参照。

(5) *Wes. REB* *ἐστὶν* を補う訳が多いが、NEB は「到来」の意に解す。The hour of favour has now come.

シュライエルマッハーの国家論

高 森 昭

目 次

- 一、はじめに
 - 二、教会と国家をめぐる状況
 - 三、国家論の位置づけ
 - 四、国家論の内容と特色
 - 五、総括と評価
- 注および参考文献

一、はじめに

フリードリッヒ・シュライエルマッハー Friedrich Schleiermacher (一七六八—一八三四年) が、極めて多くの分

シュライエルマッハーの国家論 (高森)

野にわたる活動をした思想家であることは、こんにち広く知られている。彼は近代プロテスタント神学に不可欠の業績を残した神学者であり、同時に牧師・説教者として大きな働きをなすと共に、ベルリン大学教授、またベルリン・アカデミーの会員としても記憶すべき成果を残している。それゆえにシュライエルマッハーの著作は、神学は言うに及ばず、哲学・倫理学・心理学・教育学・美学・解釈学などの諸分野にまたがっている。それらの中に、我々は「国家論」と名づけられる著作が見出される点に注目したいと思うのである。本論文の目的は、このシュライエルマッハーの国家論がもつ内容や特色を探求して、その評価を試みることである。

しかしながら我々はここで先ず、シュライエルマッハー研究史において、国家論を主題として取り上げた著作や論文が、まことに少ないという事実を直面せざるを得ない。この傾向は、第二次大戦後も大きな変化はないと言えるであろう。⁽¹⁾しかもそれらの殆どがシュライエルマッハーの思想全般を論ずるなかで、その国家論にふれているに過ぎず、時代状況のなかでそれが果たした役割についても積極的な評価は受けてこなかった。この様に、いわば周辺の議論としての取扱いを受けねばならなかった事情の主たるものは、シュライエルマッハー自身が、その国家論を著作として残すことがなかったという事実による。我々の手許にこんにちあるのは、彼がベルリン大学において行った国家論に関する講義（一八〇八〜九年、一八一七年、一八二九年、一八三三年）を、死後に講義ノートをもとに編集して一八四五年に出版されたものが、まとまった形で残された唯一の著作である。⁽²⁾このほかベルリン・アカデミーにおいて行った講演の幾つかが、一九世紀に出版された著作集に収録されているに留まるのである。⁽³⁾

最近の、とくに八〇年代におけるシュライエルマッハー研究において、学際的な傾向が著しい。一九八四年にベルリンにおいて開催された国際シュライエルマッハー学会は、その大勢を示す典型的な例として記憶されてよいだろ

う。そこでは多くの学問領域での問題意識を交らせ刺激し合いつつ、文字通り多角的な活動を展開したシュライエルマッハーを、その生きた時代の中において検討し評価しようとする姿勢が前面に出ている。この意味において、これまで取り上げられることの少なかったシュライエルマッハーの国家論は、いま改めてその内実と意味を再検討することが必要になっていいると思われる。このささやかな試みが、僅かでもそうした課題に寄与し得るならば、筆者の喜びとするところである。

我々はまず、シュライエルマッハーの生きた時代に身をおきつつ、彼が直面していた状況、とりわけ教会と国家をめぐる問題を考察することから始めたいと思う。

二、教会と国家をめぐる状況

中世のキリスト教世界と基本的に異なり、近代において教会と国家は、社会における二つの権能として両立する形態をとるに至った。国家は教会に対して中立でありつつ、信仰の自由を保証すると共に、また教会は国家に対してこの世の秩序を保持する役割を認めるのである。しかし現実には両者が互いに監視し合い、時として衝突する事態が起ることは、近代史のなかに認められるところである。啓蒙専制君主として有名なプロイセン国王、フリードリッヒ二世（大王）が死去した時（一七八六年）、シュライエルマッハーは十八才であり、その一年後にハレ大学に入学している。またシュライエルマッハーはフリードリッヒ・ヴィルヘルム三世の在位期間（一七九七—一八四〇年）の大半を、ベルリンで過ごすことになる。この国王のもとでシュライエルマッハーがつぶさに経験せねばならなかった、教会と国家をめぐる摩擦は、そのまま彼の国家論が構想される背景として指摘されねばならぬものである。

今ここに幾つかの歴史的事件を簡単に述べて見たいと思う。シュライエルマッハーの指導のもとに自由な教会憲法を持つことを求めた請願は、一八〇六年にプロイセン王国がナポレオンに敗れたことよって、何等の決定を見ることなしに葬り去られた。⁽⁵⁾この時期にシュライエルマッハーは、フライヘル・フオム・シュタインによるプロイセン国家機構の改革遂行に参与する人々と近い関係にあり、そのことが後述するような国家論が形成される最初の刺激となったと考えられる。

次に一八一〇年に国王が立憲君主制を目指して、国民の代表としての議會を設立することを約束したものの、オーストリアの圧力のまえに上層身分階層の代表から成る連邦組織に後退を余儀なくされたこと(一九一七年)があげられる。それは市民階層を広く国家社会の中に統合することを求める動きの挫折を意味し、復古勢力の増大にシュライエルマッハー自身も直面せざるを得なくなる。彼は一八一七年にその政治的傾向のゆえに、国家論の講義を行うことを禁じられている。⁽⁶⁾さらに深刻なる事件は、一八二三年に愛国詩人・史学者アルントの家宅搜索の際に、シュライエルマッハーの書簡が当局の手にわたり、国王に対する言及のゆえに彼自身が警察の召喚を受けたことである。

さらに今ひとつ忘れてはならないのは、国王フリードリッヒ・ヴィルヘルム三世は、妻イルゼがルター派に属しており、改革派に属する自身と聖餐を共にできなかった個人的事情もあり、両派を合同して新しい教会秩序を作り出す計画をもっていたことである。しかし、宗教改革四〇〇年記念祭にあたる一八一七年を機に行われた合同計画は、その後、約十年に及ぶ論争や対決を生み出す原因となり、シュライエルマッハーもまたその渦中に立つことになる。その経過を簡単にふれるだけでも、クラウス・ハルムスによる合同の拒否(一八一七年)、国王による軍隊用礼拝式文・祈祷書・教理問答書の導入(一八二二年)、シュライエルマッハーを中心とする、とくにベルリンにおける激しい抵

抗、式文採用をめぐる保守的ルター主義者への弾圧と投獄(一八二五年)、さらに式文使用にあたってある程度の自由を認める国王の譲歩(一八二九年)などの諸事件が継続することになる。これら一連の出来事は、上からの国家権力によって教会に加えられた合同の現実を示しているが、十九世紀初期におけるプロイセンの直面した教会と国家をめぐる状況を端的に物語ると言えよう。シュライエルマッハーが国家論の講義を続けていく時の状況は、まさにこのような緊迫と激動の只中であることを、我々は記憶しておきたいと思う。

三、国家論の位置づけ

前章において我々は、シュライエルマッハーの活動した一九世紀始めの三十年間に、プロイセンにおいて教会と国家をめぐる緊迫した激動の状況があったことを見てきた。さらに我々は、続いてシュライエルマッハーの国家論が、その広範にわたる著作のなかに如何なる位置づけがなされるかを考察して見たいと思う。彼の国家論を単に周辺的事柄として表面的に受け取るのではなく、国家論形成の動機や過程のなかに、他の分野での著作に共通するものが見出されると考え得るからである。その作業を通して我々は、シュライエルマッハーの国家論がもつ特色が、これまで知られることの少なかつた一面を浮び上らせると確信するからである。

始めにシュライエルマッハーの全著作のなかで、一八〇六年プロイセンの敗戦から、一八一〇年ベルリン大学創立をへて、次第に体系的な展開のあとを示すのが、その倫理学であることに注目したい。その根底にあるのは言うまでもなく、近代市民社会の構想であり、当時プロイセン王国が目ざしていた「上からの近代化」の只中で、シュライエルマッハーは自らの構想を問いつつ、その倫理学が形成して行くことを見るのである。⁽⁸⁾まさにこの問題意識と課題へ

の取り組みが、シュライエルマッハーがその国家論を形成していく際に、その心中に持ち続けていたのと共通であった。啓蒙思想の刺激を受けつつも、プロイセンにおける近代市民社会形成の課題に如何なる展望を持ち得るかは、倫理学と同じく国家論においても基本的な課題であったと言えるであろう。筆者は以前、シュライエルマッハーの倫理学について輪郭を述べたことがあり、そのなかで彼が近代市民社会の構想を、イギリスのアダム・スミスから受けている可能性を示唆したことがある。⁽⁹⁾ その後のささやかな探究の結果、シュライエルマッハーがその著作のなかでアダム・スミスに言及した唯一の個所が、後述する如く、その初期の国家論のなかに見出されることが判明しているのを報告しておきたい。⁽¹⁰⁾

次にシュライエルマッハーの倫理学についてその大綱を見ると、我々はそこに彼が国家論を形成するにあたって基礎としていたことが明らかになってくる。倫理学においてシュライエルマッハーは、人間が最高善をめざしてその理性にもとづき、自然に対して働きかけるところから出発する。⁽¹¹⁾ この行為の過程が倫理であり、倫理学はこの意味で文化過程を取り上げる文化啓蒙となるのである。シュライエルマッハーはその際に、一方で理論的に自然に形態を与え、秩序を付与することを通して、理性が自己を表わし自然を理性の象徴たらしめる「象徴化的」と、実際に自然を道具して自己を形成する「有機化的」の区別と、他方で個性的に特長づけられる「個別性」と共同体との同一性に向う「一般性」の区別とを設定している。これらを交錯させて四つの場合が考えられ、さらにそれぞれについて異なる形態、関係、制度領域があり得るとしている。⁽¹²⁾ このように文化過程の一環としてシュライエルマッハーは、家庭および国家、自由団体、大学（学者の共和国）、教会などの制度を位置づけると共に、それぞれに法律、経済、学問、宗教の領域を近代市民社会のなかで受け持つと考えている。⁽¹³⁾ したがって教会が文化過程の一環としての機構を果すの

四、国家論の内容と特色

シュライエルマッハーがベルリン大学において、国家論に関する講義を四回にわたって行っていることは、すでに本論文の冒頭に述べている。これを編集して一冊の「国家論」Die Lehre vom Staatとしてまとめられ、一八四五年に出版されたものが、現在、我々が内容と特色を考察するにあたって使用する唯一の材料となる。⁽¹⁴⁾ この一八四五年版の国家論は、一八二九年の講義を基礎におきつつ全体を後述するように三部からなる構成のもとにおき、一八一七年および一八二九年の講義ノートからの叙述をさらに加えている。そのあとに一八三三年のものも推定される注と講義の抜粋がおかれ、最後に一八〇八年から一八一四年の間に記されたと考えられる「国家に関する箴言」Aphorismen über den Staatがつけられている。

我々は先ずシュライエルマッハーが初めて国家を論じている、箴言Aphorismenに注目するところから始めたいと思う。それはシュライエルマッハーがその初期において、激動の時代の只中で、国家に関する考察をどの様に行っているかを知るために、非常に重要であると考えるところからである。次に我々はシュライエルマッハーが晩年にまとめた国家論の内容を考察することにしたと思う。一八二〇年代から三〇年代にかけて、如何なる国家論が形成されてい

るかを見出すよう努めたいと願うからである。

シュライエルマッハーの国家に関する箴言は、彼が最初に国家を論じた文章として記憶されてよいとされる。この全体で一〇〇項目にわたって格言風に叙述され圧縮された形で残された文章は、こんにち一八〇年から一八一四年の間に書き記されたであろうと推定されている。⁽¹⁶⁾すなわちシュライエルマッハーがハルレ大学閉鎖のあとベルリンに移り、シュタイン、グナイゼナウ、シャルンホルストの改革近代化に協力する一員として活動し、ベルリン大学創設に参加するとともに、一八一二年のナポレオンに対するプロイセンの解放戦争を経験するという、激動の時期にあったシュライエルマッハーの姿がそこにあると言えるのである。

ここで、シュライエルマッハーは国家の概念を、文化の理念の中に存する種々の活動に従って分類するところから出発している。⁽¹⁶⁾すなわち彼は普遍的な国家の理想像を打ち出す形の論議を行わず、現実の諸国家がもつ特質と確かな姿を見きわめ、分析を行う姿勢を明らかにするのである。それゆえ、この初期にまとめられた箴言では、まず国民の富と教養とに関する事柄として労働とその形態を分析するところから始められ、続いて国家の政治的形態や憲法に関する論議へと進められているのを見る。

ここで我々はシュライエルマッハーが、最初に箴言の形をとって叙述した中から、国家の諸形態について如何なる受けとめかたをしているかを見て行きたいと思う。まず絶対主義に対しては最も激しい批判を向けている。すなわち、絶対主義は、

「政治的直感が大衆の中で全く否定的にしか存在せず、彼等が結合し得ず、しかも結合されねばならないという感覺が存在する限りのことであり、そこでは政府は極めて一方的で気まぐれなものではない」。⁽¹⁶⁾

さらに貴族主義については、その世襲制はすでに死んでいると見なし、もはや国家理念の唯一のいない手として貴族の構成員が立つ限りは、その存在を黙認するしかない⁽¹⁹⁾と述べている。また民主主義に関してシュライエルマッハーは、とくにその永続性に疑問を提出している。その理念や原則がもつ純粹さとは別に、それは君主制に移行する傾向が支配的であると見なされている。⁽²⁰⁾これらの幾つかの批判をこめた慎重な発言と対比して、シュライエルマッハーの場合にむしろ極立っているのは、真の意味における君主制すなわち立憲君主制についての評価である。

「真の国王の理念。彼はすべてを持たねばならぬと共に、何ひとつ持ってはならない。所有の形態では何ひとつ持たないが、理想的に全てを持っている。……それゆえ選挙による国王が正しい王ではなく、世襲による国王が正しい王である」。⁽²¹⁾

「……国王は国家理念が定着する、統一であり総体である。民衆はその理念を受容する全体である」。⁽²²⁾これらの発言が、ナポレオンに対する解放を求めるプロイセンにおいて、激動の中で書き綴られていることは明らかである。それらが示す意味については後にふれることとしたい。今は引き続きシュライエルマッハーがその晩年に展開している国家論に目を転じ、その主要点を考察することに移りたいと考える。

ここで我々は、シュライエルマッハーが晩年にまとめた国家論を取り上げ、その内容について概観を試みたいと思う。その冒頭にシュライエルマッハーはその国家論の目的について次の如く語っている。

「この講義の性質は、まったく心理学的であるべきものと思う。すなわち国家の性質をその現実をもとに考察し、種々の機能をもつ諸関係を理解することを学び、その方向で正しい国家の行為なるものが可能となるような、国家論なのである」。⁽²³⁾

ここで示される視点は、すでに彼がその初期に示した箴言の形をとる国家論の場合と共通している。現実中存在し、存在した諸国家に見られる相異点を考察し、それらに判断を加えながら国家論を展開しようとする姿勢であると言えよう。

さらにシュライエルマッハーはその国家論を、形式的部門としての第一部 憲法論、実質的部門としての第二部 国家行政論、第三部 国家防衛論に分けて展開を行っている。この第三部はごく簡略的に取り扱われるに留まっているため、我々は今はこれを省略し、最初の二つに考察を向けることとしたい。第一部においては国家の形成と憲法が話題とされるのと併せて、憲法論がさらに国家の実質的な諸活動である行政上の機能と関連させつつ、第二部において考察がなされているのを見るからである。

シュライエルマッハーの視野にうつる諸国家は、例えば以下のように描写されている。

「我々は、行政の能力のもとに憲法がおかれている国を、産業国家と呼んでいる。また防衛の能力のもとに憲法がおかれている国を、軍事国家と呼んでいる」⁽²⁴⁾

そしてその両者において、共に手放しの樂觀が許されない事態に直面していると、シュライエルマッハーは考える。前者においては、産業への関心が憲法を横取りにして防衛がしとげにくくなり、後者の場合には、防衛に力を入れ過ぎて、自然を形成する過程の中に国家組織が位置づけにくくなる結果を招くと判断している。⁽²⁵⁾

さてシュライエルマッハーは、種々の国家とそれらの統治形態を論議するにあたって、国家規模の大小と政治的意識との関係にもとづいて考察を試みている。小規模の国家においては同質の共同体意識を基盤にして、通常は民主制への傾向を保持する。これに対して大規模の国家は種々の政治的単位から構成されながら、なお相異なる政治意識の

形態を統合して成り立つので、君主制への傾斜を免かれ得ないと考える。⁽²⁶⁾ こうした考察のなかから我々はシュライエルマッハーの場合に、さきに言及した世襲の立憲君主制が上昇してくるのを見出し得る。近代的大規模国家に適した形態として、ここでは政府と国民との間に調和のとれた分離と連続が形成されると考えるからである。すなわち立法の権限は民衆から発して国王におよび、行政の権限は逆に政府から発して国民に至ることとなり、全体がひとつの有機的な生命へと結ばれるからである。⁽²⁷⁾ すでに言及したようにシュライエルマッハーは、身分の相違を固定化して平等と共通の意識をさまたげる貴族制と、個人的な関心のゆえに相互に対立する民主制との弊害を避ける道を、世襲の立憲君主制に見出そうとしているのである。ここでは君主は国民的な国家の代表として、国民の自由と権利を保証すると共に、個人の利害の衝突を取り除く機能を果たすことになる。彼は次のように言う。

「君主はかくして、根源的な国家形成に関わるかの如き観を呈する。新しき形における統一としての国家元首になるからである」⁽²⁸⁾

また、

「今ひとつの著しい特色は、世襲君主が貴族から全く解放される時には、個人生活と政権にあることとの混同からも、完全に解放されることである」⁽²⁹⁾

我々がこれまで試みた要約のなかに、シュライエルマッハーが国家における個人と全体との緊張がもたらす問題に、すでに注目していることが示されていたと思う。この点は彼の国家論を構成する第二部、国家行政論において継続してさらに具体的に展開される。ここでは経済、財政、教育をはじめとする各方面に及ぶ政策がふれられている。いまそれらに触れることは紙数の関係で断念しなければならないが、ここでは先に述べた個人と全体との緊張がもた

らず問題のみに限定してまとめておきたいと考える。

この点についてシュライエルマッハーは、三つの処理方針が考えられ得るとしている。すなわち第一は、国家は国民である個人に対してのみ、絶対的な自由と活動性を保証することである。さらに第二に、国家は全体に反抗する個人に対しては保証の義務があると述べている。そして第三に、国家は個人にそのあらゆる生存を保証する義務があることが、明らかであると説くのである。⁽³⁰⁾

五、総括と評価

これまで我々はシュライエルマッハーの国家論が成立してきた状況と、その広範な著作のなかで国家論の占める位置を吟味し、さらに国家論の内容と特色を検討してきた。最後にシュライエルマッハーの国家論について、総括的なまとめをなし、その評価を試みたいと思うのである。

シュライエルマッハーの国家論は、彼自身が深く関わっていた国民的な解放運動とプロイセンの近代化政策との密接な連関ともとで、把握され評価されるべきことは言うまでもない。⁽³¹⁾ 激動の続くなかにあつて彼がその視野の中心にすえていたのは、近代市民社会の形成であったと言える。⁽³²⁾ 同時にこの市民社会と国家との関係が、複雑に込み入った現実のもとにあることを洞察しようとしたのが、その国家論である。国家をその現実をもとにして考察し、種々の機能をもつ諸関係を理解する国家の心理学とも言うべきものを、シュライエルマッハーが意図していたことはすでに述べた通りである。その際に彼が示した特色は、既存のあらゆるものを自由な精神で活性化させる、或る種の調和力であった。例えば彼は近代的国家に生起する個人の関心が、その倫理的共同体と共通福祉としての性格を崩壊させな

いよう配慮しながら、同時に国家は個人が関心を実現させて行くことを阻止しないように機能せねばならぬことを説くのである。⁽³³⁾

まさにこの点がシュライエルマッハーの独特な才能であると共に、これまで彼に対して加えられた批判もそこに向けられてきた。しかしこれを立憲君主制への好意的な発言と関連づけて、「政治的態度における妥協的傾向」として片づけるのは不当であると言わねばならない。⁽³⁴⁾ 我々はシュライエルマッハーの生きた時代のなかで国家論が示す特色を評価したいと考えるのである。この意味において最近のシュライエルマッハー研究には、幾ばくかの積極的評価へのきざしが見られる。⁽³⁵⁾

シュライエルマッハーの国家論における特色として高く評価を受けるべき点は、彼が政治、経済、労働、貧困の社会問題などを密接に関連させつつ把握する、実務専門家の風格をすでに示していることである。この点は今日あらためて注目されて然るべきであろうと思われる。⁽³⁶⁾ 何故ならシュライエルマッハーの国家論が影響を及ぼした範囲は、決してプロテスタント神学の領域に限定されているのではなかったからである。むしろそれは政治学、経済学の領域において、今世紀の始め頃に及ぶ注目すべき反響をのこしている。その際に、フリードリッヒ・クリストフ・ダールマンやグスタフ・シュモラーの名前が登場することは、シュライエルマッハーの国家論が果してきた知られざる役割を見出す、重要なきっかけとなるであろう。⁽³⁷⁾

注

(1) 末尾にあげられた参考文献表を参照されたい。なお今世

紀初め頃までのものは、G. Holsten, Die Staatsphilosophie Schleiermachers, (1923), Nachdruck, Aalen, 1972 がまずあげられる。

- (2) Fr. Schleiermacher. Die Lehre vom Staat, hrg. von Ch. A. Brandis (SL 45註記) Friedrich Schleiermachers sämtliche Werke (SW 45註記) 3. Abt. Bd. VIII, Berlin, 1845. 465-472 Er. D. E. Schleiermacher, Werke. Auswahl in vier Bänden (Werke 45註記) (Leipzig, 1910-1913). Nachdruck, Aalen, 1967, Bd. 3, s. 537-609 (Auswahl), 447 s. 610-629 (Aphorismen über den Staat) 45 參照 113 以下 2 以下。
- (3) 以上の難題を参照せられた。Über die Begriffe der verschiedenen Staatsformen, 24 März, 1814, SW 3/ II, s. 246-286; Fr. D. E. Schleiermacher, Philosophische Schriften, hrg. vor J. Rachold, Berlin, 1984, s. 267-301 以下 45 註。
- Über die Auswanderungsverbote, 7. Juli 1817, SW 3/ II, s. 327-349.
- Über die verschiedene Gestaltung der Staatsvertheidigung, 10. August, 1820, SW 3/ III, s. 252-270.
- Über den Beruf des Staates zur Erziehung, 22. Dez. 1814, SW 3/ III, s. 228-251; Fr. Schleiermacher, Pädagogische Schriften 2, hrg. von E. Weniger, Frankfurt a. M., 1984, s. 153-169 以下 45 註。
- (4) Internationaler Schleiermacher-Kongreß Berir 1984, hrg. vor K. V-Selge, (Schleiermacher-Archiv I), 2 Bde, Berlin, 1985 を参照 113 以下 2 以下。

- きを対象としてくる。そこには死刑、暴力革命、侵略戦争、植民地奪取などの拒否、さらに立憲政治、国際法、国家連合などへの支援、そして労働に機械力の応用を要求するなど、注目すべき内容が盛りされており、神学以外の研究者から注目を集めることを申し添えたく思う。なお、G. Scholtz, Die Philosophie Schleiermachers, Darmstadt, 1984, 4-6 s. 114-127 を参照 113 以下 2 以下。
- (9) 注 ⑥ に掲げた拙稿を参照 113 以下 2 以下。マダム・ヌー・スに引いては、とくに九二-一九四頁に述べた。
- (10) SL, s. 230 (Aphorismen 60), „Smith's Gedanke, daß Arbeit der allgemeine Maßstab ist, beruht eigentlich darauf daß nur das gebildete einen Werth hat, und ist insofern sehr tief.“
- (11) 拙稿の神学研究第二八号、とくに八九-九二頁を参照 113 以下 2 以下。
- (12) 上の引文に引いて、W. Dilthey, Leben Schleiermachers, Ed. 2, I, Halbband, (Ges. Schriften XIV/2), hrg. von M. Redeker, Berlin, 1966, s. 359-417 4-6 s. 365-372 を参照 114 以下。
- (13) 上掲の四者の位置に引いては、その細部に関して今日も研究者の間で議論が絶えな。それについては G. Scholtz, 前掲書、s. 114-127 4-6 s. 124f. を参照 113 以下 2 以下。これらの四者の関係の理解を深めたいならば、113 以下の様子を注するのを勧めたい。

シュライエホルマンの國家論 (高橋)

- (5) 4-6 以下 Zwei unvorgreifliche Gutachten in Sachen des protestantischen Kirchenwesens zunächst in Beziehung auf den Preussischen Staat, 1804 4-6 以下 Vorschlag zu einer neuen Verfassung der protestantischen Kirche im preussischen Staate, 1908 参照。4-6 以下 Fr. Schleiermacher, Kleine Schriften und Predigten, Bd. 2, Schriften zur Kirchen- und Bekenntnisfrage, bearbeitet von H. Gerdes, Berlin, 1969 以下収録を参照 113 以下 2 以下。
- (6) 上の引文に引いて M. Lenz, Geschichte der Friedrich-Wilhelms-Universität Berlin, Halle, 1910, Bd. 2, Teilband I, s. 39 を参照 113 以下 2 以下。
- (7) Über das liturgische Recht evangelischer Landesfürsten, 1824 参照。4-6 以下 Fr. Schleiermacher, Kleine Schriften und Predigten, Bd. 2, Schriften zur Kirchen- und Bekenntnisfrage, s. 167-219 以下収録を参照 113 以下 2 以下。
- (8) 上の引文は拙稿『シュライエホルマンにおける「神学と哲学」(三)』神学研究第二八号(一九八〇年三月) 八二-一四頁、とくに八七-九四頁、また同論文中の注 ⑥、一〇五-一〇七頁の論理学関係著作の解説を参照していただきた。またこの機会にシュライエホルマンが一般論理学と併せてキリスト教論理学の講義を残していることにも触れたい。そこで展開されているのは、狭義のキリスト教論理ではなく、人間として取り組むべき全ての働

(倫理の性格) (形態) (関係) (制度領域)

善	相互交流	法律	家庭と口家
最高	財産所有	自由交際	自由団体
個別的家徴的	言語と知識	信念と信頼	大学
個別的家徴的	宗教感情	啓示	教会

- なおシュライエホルマンの論理学は、以下の原典校訂版を参照された。
- Entwurf eines Systems der Sittenlehre, hrg. von A. Schweizer, SW 3, Abt. Bd. V, Berlin, 1835.
 - Entwürfe zu einem System der Sittenlehre, Werke, Bd. 2, Aalen, 1967.
 - Brouillon zur Ethik (1805/06), Ethik (1812/13), hrg. von H.-J. Birkner, Hamburg, 1981.
 - (14) 注 ② に掲げた Die Lehre vom Staat を参照 113 以下 2 以下。
 - (15) Aphorismen über den Staat 67 以下、注 ② に掲げた一と四頁を参照 SW 3, Abt. Bd. III, SL, s. 218-237 以下 4-6 以下。なお、注 ② に掲げた Werk, Auswahl in vier Bände, Bd. 3, s. 610-629 以下の全文が収録されているので参照 113 以下 2 以下。
 - (16) Aphorismen 4, 前掲書 SL, s. 219 を参照 113 以下 2 以下。
 - (17) Aphorismen 2, SL, s. 218 4-6 以下 Aphorismen 4, SL, s. 219 を参照 113 以下 2 以下。

- (21) Aphorismen 25, SL, s. 223 を参照された。なほ同じ主題中のハイムターの指摘は参考になると思われる。注(2)のなほ前掲書『Dilthey, Leben Schleiermachers, Bd. 2, 1. Halbband, s. 376f.
- (22) Aphorismen 38 44-53, 32, SL, s. 226 44-53, s. 225 を参照しつつ見た。また、
- (23) Aphorismen 31, 74, 75, SL, s. 224 44-53, s. 232f. を参照された。
- (24) Aphorismen 6, SL, s. 219 を参照して頂きたい。
- (25) Aphorismen 30, SL, s. 224 を参照された。
- (26) SL, s. 24-25, 121 を比較参照されるようお願いした。また、539f. を読んで頂きたい。
- (27) SL, s. 39 を参照された。
- (28) SL, s. 39f. の叙述を参照しつつ見た。なおこの題轉び、SL, s. 121 を比較参照されるようお願いした。また、 Werke, Bd. 3, s. 586 を読んで頂きたい。
- (29) SL, s. 24-26 を参照。なほ Werke, Bd. 3, s. 560-562 を比較しつつ見た。
- (30) s. 47-49 を参照して頂きたい。なほ「有機的生命」organisches Leben の表現は、s. 47 の見出しを参照。
- (31) SL, s. 35-44 の引用。なほ Werke, Bd. 3, s. 567 を併せて参照された。
- (32) SL, s. 36-44 の引用。なほ Werke, Bd. 3, s. 568 を併せて参照された。
- (33) SL, s. 88, 144, Werke, Bd. 3, s. 580 を参照して頂きたいと思われる。
- (34) ハイムターとハイムターの互ひに賛同しつつ、W. Dilthey, Leben Schleiermachers, Bd. 2, 1. Halbband, Berlin, 1966, 40-42, s. 359-417 を参照された。
- (35) この互ひに賛同して、Fr. W. Graf, Protestantische Theologie und die Formulierung der bürgerlichen Protestantismus, Bd. 1, Gütersloh, 1990, s. 11-54 を参考した。
- (36) 同じく同じく、G. Scholtz, Die Philosophie Schleiermachers, Darmstadt, 1984, 40-42, s. 153-157 44-46, W. H. Pleger, Schleiermachers Philosophie, Berlin, 1988, 40-42, s. 104-130, 132f. の叙述を参照しつつ見た。
- (37) たとははホルムート・シハルスキー、田中・阿部・中川訳、大学の孤独と自由、ドイツの大学およびその改革の理念と形態、未来社、一九七〇年、六六-七十一頁参照。ちなみにケルリン大学の諸研究において、ノムボルトおよびハイムターの動きを評価する業績の少なうに比較して、ハイムター・ホルマンの貢献を正当に判断した研究は最近まで殆ど見られなう。この点については改めて取り上げたい。
- (38) R. Crouter, Schleiermacher und die Theologie der bürgerlichen Gesellschaft, Eine Kritik der Kritiker, in:

- Internationaler Schleiermacher Kongress, Berlin 1984, Berlin, 1985, s. 1075-1097 44-46, R. von Thadden, Schleiermacher und Preußen, 恒興社, s. 1099-1106 を参照して見た。
- (39) この互ひに賛同する共同の発表を判る互ひに賛同して、この発表を重説して下さう。この互ひに賛同する共同の発表は、全形成の課題やハイムター・ホルマンの互ひに賛同する互ひに賛同する存在しつつ、この互ひに賛同する存在の互ひに賛同する。なほ Y. Spiegel, Theologie der bürgerlichen Gesellschaft, Sozialphilosophie und Glaubenslehre bei Fr. Schleiermacher, München, 1968 44-46, H. Falcke, Theologie und Philosophie der Evolution, Grundaspekte der Gesellschaftslehre, Fr. Schleiermachers, Zürich, 1977 を参照された。
- (40) この互ひに賛同してハイムターの言葉を介して見た。また、40-42, s. 359-417, W. Dilthey, Leben Schleiermachers, Bd. 2, 1. Halbband, s. 378-380 を参照した。

参考文献

W. Dilthey, Leben Schleiermachers, Bd. 2, 1. Halbband, Berlin, 1966 (Ges. Schriften XIV/1) bes. S. 359-417.
 Y. Spiegel, Theologie der bürgerlichen Gesellschaft, Sozialphilosophie und Glaubenslehre bei Fr. Schleiermacher, München, 1968.